

(法曹人口に関する検討事項(案) 3, 4) 参考資料

法曹人口調査 調査から判明した事項の例(案)**1 一般国民における需要**

※ インターネット調査の回答割合における [] 内の数字は、回答者集団の年齢及び地域構成を日本全国のそれに近づける統計上の処理を行う前の値である。

(1) 依頼しようと思ったが結局依頼に至らない者(弁護士を望んでいる者)

○ 最近5年間で経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがある人は全回答者のうち20.7% [20.6%]。

→ その中で実際に弁護士に依頼した人は32.4% [31.4%]。

→ その中で弁護士に依頼しようと思ったが結局依頼しなかった人は54.7% [55.5%]。

(インターネット調査 [問4, 5])

○ 法律相談をした人で

→ 今後その相談した弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人は57.7% (どちらかといえば依頼しようと思う人を含む)。

→ どちらともいえないとして依頼を留保している人は24.8%。

(法律相談者調査 [問6])

(2) 依頼を希望する分野

○ 将来問題を抱えた場合に弁護士に解決を依頼したい事柄として多くの回答者が挙げたもの

「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」

「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」

「犯罪被害にあったとき」

「消費者被害にあったとき」

「インターネット上で被害にあったとき」

(インターネット調査 [問11], 法律相談者調査 [問12])

- 将来問題を抱えた場合に弁護士にその解決を依頼したい事柄（年代別）
高齢者（60歳以上）は、他の年代と比較して、「高齢になり、医療や介護などの点で、法的な問題を気軽に相談したいと思ったとき」を選ぶ率が高い。

(3) 弁護士へのアクセス意識（インターネット調査〔問8〕）

- 回答者の約14%（13.8%〔13.7%〕）に当たる者が、依然として弁護士をどうやって探したらいいかわからないと答えている。
- 問題を抱えた場合の弁護士の探し方として多いもの
「知り合いに聞いて探す」（35.9%〔36.5%〕）
「インターネットの情報をもとに探す」（21.7%〔24.7%〕）

(4) 弁護士に依頼する際の考慮要素

- 弁護士の実務経験や実績、専門性の重視（インターネット調査〔問9, 10, 14〕, 法律相談者調査〔問9, 13〕）
- 弁護士費用（インターネット〔問9, 10〕, 法律相談者調査〔問9, 10, 13〕）
→ （①交通事故, ②遺産分割, ③遺言, ④貸金, ⑤離婚, ⑥家賃不払, ⑦残業代の7事案〔インターネット調査は②を除く6事案〕のうち）離婚などの事案において、弁護士費用が安くなると国民の依頼意欲が高まることが統計学的にも確認（インターネット調査, 法律相談者調査〔シナリオ調査〕）

2 企業における需要

(1) 弁護士の利用機会増加についての意識

ア 大企業

- 弁護士の利用機会が5年前と比べて
→ 増加していると答えた企業は62.2%
→ 変わらないと答えた企業は32.1% (大企業調査〔問1〕)
- 将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた企業も58.0%（どちらかといえば増えると回答した企業も含む。）。
(大企業調査〔問20〕)

イ 中小企業

- 弁護士の利用機会が5年前と比べて
→ 増加していると答えた企業は31.8%

→ 変わらないと答えた企業は56.0% (中小企業調査〔問1〕)

○ 将来、法曹有資格者の利用が

→ 増えると思うとの回答（どちらかといえば増えると思うとする回答を含む。）は合計33.4%

→ どちらともいえないとの回答は38.5%

→ 消極的な回答（どちらかといえば増えるとは思わないとの回答を含む。）は25.8%。

(中小企業調査〔問20〕)

(2) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況

ア 大企業

○ コンプライアンスなどの分野についての弁護士利用を重視する傾向。(大企業調査〔問5〕)

イ 中小企業

○ 契約書作成などの従前から弁護士が関与してきた業務についての弁護士利用を希望しているが、将来的には、大企業と同様にコンプライアンスなどの業務分野で弁護士の活用を望んでいる。(中小企業調査〔問5〕)

(3) 法曹有資格者の採用状況

○ 大企業では、法曹有資格者を社員として採用している割合は未だにそれほど多くはなく、75.3%の企業においては、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない。(大企業調査〔問10〕)

→ もっとも、こうした回答結果を、資本金別、従業員数別に分けて見てみると、規模の大きな企業ほど、採用傾向が進み、採用に消極的な反応が弱くなっている。企業内弁護士は、この10年間で約10倍(約1100人)になっている。

○ 中小企業では、法曹有資格者の採用をしている企業は約0.5% (役員としての採用)、採用しようとしたが採用できていない企業は約1.4%、採用していないし、今後も採用する予定はない企業は約95.6%。(中小企業調査〔問10〕)

3 国・地方自治体における需要

(1) 弁護士の利用機会

○ 弁護士の利用機会が5年前と比べて

→ 増加していると回答した自治体は57.5%

- 変わらないと答えた自治体は34.0% (自治体調査〔問1〕)
- 弁護士を利用していない業務・分野での利用意向
行政不服申立における裁決書等,
債権回収, 福祉分野, 教育分野における法律相談,
犯罪被害者等への対応 (自治体調査〔問18〕)
- 将来, 法曹有資格者(特に顧問弁護士)の利用が増加すると答えた自治体は70.1%(どちらかといえば増えると回答した自治体も含む)。
(自治体調査〔問20〕)

(2) 法曹有資格者の採用状況

- 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の毎年の採用数
平成16年は2人 → 平成25年には32人
- 平成26年5月14日段階の地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数は、合計76人。
- 今回の調査結果でも, 84.0%に当たる自治体が, 法曹有資格者を採用していないし, 今後も採用する予定はないと答えている。(自治体調査〔問10〕)
→ もっとも, この回答を自治体の規模別に見てみると, 規模の大きな自治体ほど, 概ね, 正規職員, 任期付職員及び非常勤嘱託職員として採用していると回答した割合が大きく, 逆に, 採用していないし, 今後も採用する予定はないと消極的な回答をした割合が少ないという傾向が見られる。
- 国の行政機関等における弁護士の在職数は, 平成18年に比べて増加している。

4 裁判事件についての需要

(1) 民事事件

- 民事事件は, 減少傾向が見られるが, 平成18年頃からの過払金訴訟の影響を除けば, その程度は微減である。
※ 新受事件の減少については, ①個人の特定調停・倒産事件(多重債務者の減少), ②支払督促事件(貸金業者から個人に対する請求), ③雑事件(免責事件を破産事件と別に数えなくなったことその他の数え方の変更)の影響がある。
- 裁判事件の代理事件数は, 民事第一審事件の一部の事件において増加傾向が見られる。

(2) 刑事事件

- 刑事事件（少年事件を含む。）は、減少傾向。もっとも、被疑者国選弁護選任数の増加傾向のみならず、少年事件における付添人選任数が増加傾向。

(3) 家事事件

- 家事事件は、増加傾向にあり、弁護士代理事件もそれに併せて増加。

5 供給側の状況

- 司法修習終了者のうち、判事補又は検事任官者を除いた弁護士未登録者の数は、新第60期（司法修習終了者の3.3%）から第65期（平成24年12月登録開始。26.3%）にかけて増加した。第65期以降は、増加率がそれより前と比較して低くなり、弁護士一括登録時点において、3年連続して約550人程度である。そのうち、当該時点において就職先が決まっていた者は約半数（アンケート調査回答者のうち48.9%）である。

修習終了から約1年後には、就職していないと疑われる者は30人程度となる。

（弁護士未登録者数の推移、第65期・第66期における就業状況について）

- 弁護士新規登録時の就業形態のうち、勤務弁護士、民間企業・団体、公務員、法テラスのスタッフ弁護士以外のもの（事務所内独立採算弁護士、独立開業、既存事務所の共同経営弁護士等）は、回答者の15.8%である。

（65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査〔問3〕）

- 日常的な事件処理の指導を受ける機会がある者は、アンケート回答者の84.5%、ないと回答した者は15.1%である。

（65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査〔問13〕）

- OJT（弁護士としての実地修練ないし職務経験）不足や事件処理の相談ができなかったことについて困ったことがあると答えた者のうち、もっとも深刻な例と考えられる問題（裁判手続に不備があった）を答えた者は14.7%であり、逆に、特に困ったことがないと答えた者は56.8%である。

（65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査〔問17〕）

- OJT や事件処理の相談の機会を得るために制度として望むものは、「先輩弁護士と事件を共同受任して処理する」ことであると述べる者が、アンケート回答者の68.7%である。

（65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査〔問18〕）